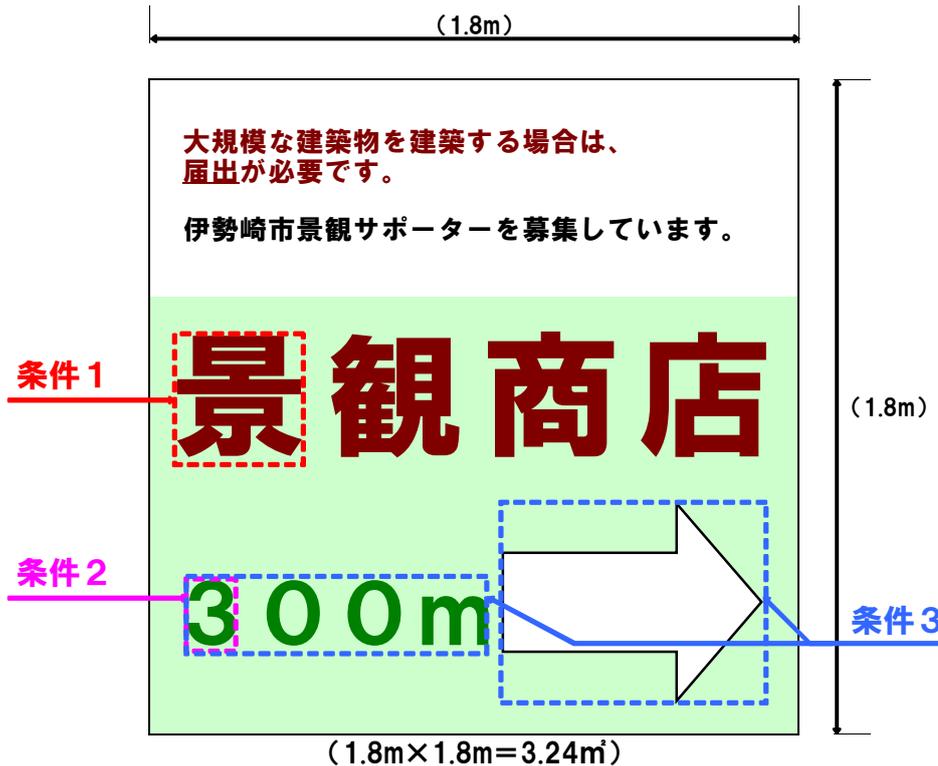


## 案内誘導広告物として認められる広告物（例1）

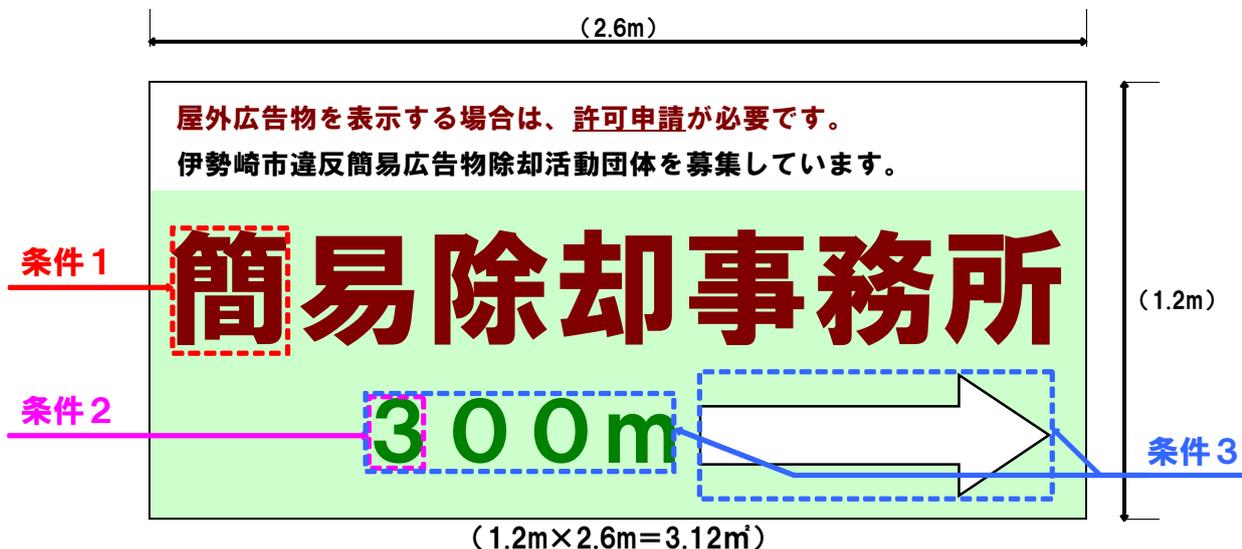
案内誘導広告物として名称、距離、方向が主たる表示内容と認められる広告物は、条件1～3を満足するものです。これらの条件を満足できない広告物は、名称、距離、方向が主たる表示内容ではありませんので、原則として野立広告物として許可申請をしてください。

- 条件1. 「施設又は場所の名称（商標等を含む。）」の1文字の大きさが、表示している文字の中で最大であること。
- 条件2. 「距離」の1文字の大きさが、表示している文字の中で2番目に大きいこと。
- 条件3. 「方向」の縦及び横のそれぞれ最長の部分の長さを乗じて得た面積大きさが、「距離」の縦及び横のそれぞれ最長の部分の長さを乗じて得た面積よりも大きいこと。

### 正方形の場合



### 長方形の場合

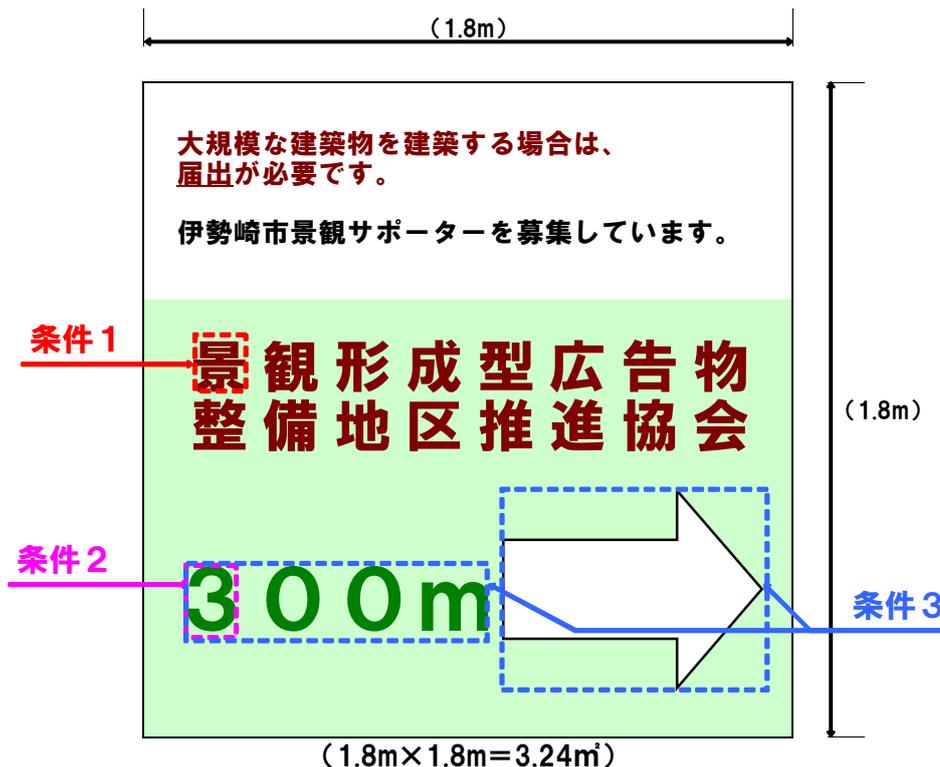


## 案内誘導広告物として認められる広告物（例2）

案内誘導広告物として名称、距離、方向が主たる表示内容と認められる広告物は、条件1～3を満足するものです。これらの条件を満足できない広告物は、名称、距離、方向が主たる表示内容ではありませんので、原則として野立広告物として許可申請をしてください。

- 条件1. 「施設又は場所の名称（商標等を含む。）」の1文字の大きさが、表示している文字の中で2番目に大きいこと。
- 条件2. 「距離」の1文字の大きさが、表示している文字の中で最大であること。
- 条件3. 「方向」の縦及び横のそれぞれ最長の部分の長さを乗じて得た面積大きさが、「距離」の縦及び横のそれぞれ最長の部分の長さを乗じて得た面積よりも大きいこと。

### 正方形の場合



### 長方形の場合

